

別 紙

答 申

1 審査会の結論

本件開示請求に対する処分庁の部分開示決定は、妥当である。

2 審査請求の経緯

(1) 開示請求

審査請求人は、本人の法定代理人として、令和2年12月23日受付で、旧神戸市個人情報保護条例（平成9年10月条例第40号。以下「条例」という。）第15条第1項に基づき、教育長（以下「処分庁」という。）に対し、「○に関する、神戸市教育委員会、神戸市立○小学校、神戸市立○中学校において保存されている令和元年12月以降に作成された文書（録音等を含む）。」について、個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という）を行った。

(2) 部分開示決定

処分庁は、令和3年2月5日付けで、本件開示請求に対して、条例第19条第1項の規定に基づき、開示請求をした者以外の第三者の氏名、言動等を条例第16条第2号に該当するとして、また、第18条の規定により開示請求をした者以外の第三者に関する情報を条例第16条第3号に該当するとして、さらに、処分庁の事務事業執行に関する一部の情報を条例第16条第4号に該当するとして、一部を非開示とする部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

(3) 審査請求

審査請求人は、令和3年3月23日付けで、本件処分に対して開示された文書に不足があると強く思料されるため、精査および追加開示を求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張について、審査請求書、反論書及び意見書から審査会の判断に関わると認めた部分を要約すれば、概ね以下のとおりである。

本件処分は、当然に開示を受けるべき下記①から⑤の文書の開示がない。いずれの文書も公文書として作成、管理されるべきものであり、即時の開示及びこれが存在しないのであればその理由の説明を求める。

- ① 神戸市教育委員会事務局学校教育部児童生徒課における、審査請求人の子、○のいじめによる不登校事案に対処する際の意思決定や、どのような対処を行ったか等の記録文書
- ② 児童生徒課と神戸市立○中学校の意思疎通の記録、すなわち、本事案に関連して児童生徒課が中学校に行った指導や事務連絡、中学校が児童生徒課に報告、連絡、相談等を行った際の記録文書
- ③ 児童生徒課、中学校および当該中学校校長と神戸市教育委員会教育法務監査役弁護士の間の意思疎通に関する文書、すなわち、本案件に関連して報告、連絡、相談、指導等を行った際の記録文書
- ④ 令和2年5月20日および同年6月30日に審査請求人と○が、児童生徒課長らと行った面

答申第3号

談の議事録と、その際に審査請求人らが児童生徒課に対して口頭で伝えた要望等についての記録文書

- ⑤ 校長が子の「登校再開に向けて全力で取り組むことで責任を果た」していることが分かる記録文書、特に「学識経験者の助言を取り入れるため、神戸市教育委員会へ学識経験者の推薦をお願い」した事実の記録など、外部、内部に対して校長がどのような働きかけをしたのかが分かる記録文書

報告、連絡、相談等の意思疎通や、意思決定が行われていれば、その過程および内容について記録文書が作成されて保管されているはずであり、公開文書に含まれていなければならないが開示されていない、もし作成されていないならその理由の説明を求めたが説明がない。更に、弁明書における説明に納得がいかなかったため、さらなる説明を求めたが、納得できる説明が得られなかった。

また、審査請求人と処分庁のやりとりの中で新たに文書を特定し追加開示を行っているが、追加で文書が開示されているのに、審査請求時点において、開示文書に不足はなかったという主張はおかしく、恣意的な解釈や隠ぺいの可能性がある。

4 処分庁の主張要旨

処分庁の主張について、開示決定通知書、弁明書、並びに令和5年8月1日及び9月1日の事情聴取から、審査会の判断に関わると認めた部分を要約すれば、概ね以下のとおりである。

審査請求にて開示されていないとされた①から⑤の文書について、報告、連絡、相談等の意思疎通や、意思決定が行われる際には、資料を提示した上で、口頭で意思疎通や意思決定を行う場合があり、口頭で行ったものについては記録文書が存在しない。ただし、相談時に提示した文書等の作成している文書で開示が可能な文書は全て開示決定時に開示している。そのため、追加開示すべき文書はない。

また、審査請求書において指摘された文書以外で審査請求人とのやり取りの中で、認識のすり合わせを行ったことにより、意思決定文書としての認識が異なっていたため、開示文書に含まれていなかった決裁文書の鑑文や改めて文書の精査を行ったことから新たに開示対象であると特定された文書については追加で開示を行った。しかし、やり取りの中で開示を求めるものと理解できたことから、直ちに開示したものであり、恣意的な解釈でも隠蔽でもない。

5 審査会の判断

本件請求に対する審査会の責務は、争点となっている処分庁の本件請求に係る保有個人情報の特定の妥当性について、審議することにある。

以下、検討する。

(1) 本件請求について

審査請求人は、本件開示請求に対して開示された公文書に不足があると強く思料されるため、精査及び追加開示を求めて審査請求を行った。

答申第3号

具体的には、①児童生徒課における意思決定に関する記録文書、②児童生徒課と○中学校の意思疎通の記録、③児童生徒課、○中学校及び校長と教育委員会教育法務監査役の間の意思疎通に関する文書、④審査請求人と家族が児童生徒課長らで行った面談の議事録及び記録文書、⑤校長が外部・内部に対してどのような働きかけをしたのかが分かる記録文書の開示がないことを不服として、審査請求に及んでいる。

本件に係る処分庁の対応は、以下のとおりである。

処分庁は、本件開示請求に対する当初決定において、対象公文書として児童指導要録ほか202件（写し1,285枚、DVD2枚）の公文書を特定し、審査請求人に対して開示した。

審査請求受付後、処分庁と審査請求人との間で弁明と反論が繰り返されているが、審査請求人の令和3年6月1日付けの反論書を受けて、処分庁は令和3年7月26日付けの弁明において、新たに1件の公文書を特定して当該弁明書に添付したことが認められる。

つぎに、審査請求人が令和3年10月22日付けの反論書において、意思決定の内容及び過程を記録した文書について、他部署で開示された決裁文書を提示したことを受けて、処分庁は令和3年12月8日付け弁明書において、既の開示した公文書に係る決裁文書10件を特定して当該弁明書に添付したことが認められる。

つぎに、審査請求人が令和4年1月10日付けの反論書において、令和3年12月8日付け弁明書に添付された決裁文書1件について、別紙の添付がないとの指摘に対して、処分庁は令和4年2月7日付け弁明書において、当該別紙を特定して当該弁明書に添付したことが認められる。

つぎに、令和4年5月31日付けの弁明書において、処分庁による対象公文書の精査の結果、既の開示した公文書に係る決裁文書5件及び調査委員の委嘱等に関する文書7件を特定して当該弁明書に添付したことが認められる。

さらに、令和4年9月16日付け弁明書において、既の開示した公文書に係る決裁文書及び添付文書1件を特定して当該弁明書に添付したことが認められる。

これら弁明書に添付した公文書は、令和4年9月28日付け開示決定通知書によって追加特定して部分開示決定が行われた。

処分庁が弁明書に添付する形で対象公文書の開示が繰り返されたことを受けて、審査請求人は、令和3年2月10日に開示された文書に不足があるとして審査請求を行ったものであり、開示文書に不足があった事実是否定できないのであるから、本件請求を認容するとの裁決を求めるべきであると主張する傍ら、令和5年8月17日付け意見書において、弁明書作成者が示した書類以外に不足がないとする明白な根拠が示されない限り、開示すべき文書は存在する可能性が十分にあると判断されるべきと主張している。

そうすると、審査請求人としては、追加特定された公文書以外にも開示すべき文書が存在する可能性を示唆しているのであるから、上記のように追加決定を行った時点においても、審査請求の利益が失われていないことが認められる。

したがって、審査会としては、処分庁の追加決定後において、なおも対象公文書を保有しているのか否かについて検討するものとする。

(2) 本件決定の妥当性について

処分庁によれば、教育委員会では、本人に関するいじめ事案を児童生徒課で対応してきたため、本件開示請求に対する対象公文書については、児童生徒課と○中学校で保有している公文

書を対象として文書検索を行ってきた。その結果、いじめ関連の公文書以外にも、本人に関する学校が保有する生徒指導要録、健康診断票、通知表のほか、多岐にわたる公文書を特定のうえ開示した。しかし、審査請求後の弁明と反論が繰り返されるなかで、審査請求人から決裁文書等もあるだろうとの主張があり、その時点で改めて精査をした結果、決裁文書等の特定をした。また、児童生徒課以外の課にも、対象となる公文書がないかを確認した結果、総務課でも対象公文書を保有していたため、開示文書と重複するものもあったが、それらを特定のうえ追加決定をしたとのことであった。

審査請求人が指摘する①児童生徒課における意思決定に関する記録文書、②児童生徒課と〇中学校の意思疎通の記録、③児童生徒課、〇中学校及び校長と教育委員会教育法務監査役の間の意思疎通に関する文書、④審査請求人と家族が児童生徒課長らと行った面談の議事録及び記録文書、⑤校長が外部・内部に対してどのような働きかけをしたのかが分かる記録文書について、処分庁としては、児童生徒課と関係者間とのやり取りは、電話連絡や口頭説明によって連絡を取り合いながら意思疎通を行っており、その経過を逐一文書等では残さずに、合意したことに基づいて公文書を作成し、また、決裁を起案して稟議するというを行っており、これら決裁等で文書化されたものは、すでに開示しているとのことであった。例えば、教育法務監査役等に相談する際も、基本的には関連文書を提示して、口頭で説明を行ったうえで相談等をしているものであり、当該関連文書については既に開示しているとのことであった。そのような運用については、不自然なものとは認められない。

そうすると、審査請求人が指摘する上記①から⑤について逐一文書を作成していない、もしくは、存在する文書は既に開示しているという処分庁の説明に、不合理な点は認められない。

確かに、当初処分時に決裁文書等を対象公文書として特定しなかったことは、処分庁としては不適切であった。しかし、決裁文書は、生徒指導要録や健康診断票等とは、性質を異にしているため、本人に関する個人情報として受け止めずに文書特定しなかったことは、理解できないわけではない。また、処分庁の弁明と審査請求人の反論が繰り返されるなかで、文書特定の不足が判明した時点において、処分庁が決裁文書等を追加特定したことからすると、処分庁に不当に開示しない意図があったものとは認められない。

以上のことから、審査会としては、本件請求に対する当初決定及び追加決定によって特定した個人情報以外に個人情報を保有していないとの処分庁の説明は、不自然、不合理であるとはいえず、審査請求人が請求している趣旨の公文書の存在を窺わせる事実を確認することもできなかった。

したがって、処分庁が行った決定は妥当であると判断する。

(3) 結論

以上により、審査会としては、冒頭の結論のとおり判断する。

(4) 付言

処分庁は、審査請求後において弁明と反論が繰り返される中で、審査請求人の指摘もしくは処分庁による対象公文書の精査の結果によって判明した新たな対象公文書を、弁明書に証拠資料として添付することによって審査請求人に対し開示を行い、弁明書の添付による開示文書を纏めて、後に開示決定処分をするといった手続を行っていた。

答申第3号

このような手続きは、適正な手続とは到底いえず、本来であれば弁明書に添付するのではなく、その都度追加で開示決定を行って開示が行われるべきであった。

答申第3号

(参考) 審議の経過

年月日	審査部会	経 過
令和5年6月22日	—	諮問書を受理
令和5年8月1日	第4回審査部会	処分庁の職員から事情聴取、審議
令和5年9月1日	第5回審査部会	処分庁の職員から事情聴取、審議
令和5年11月7日	第6回審査部会	審議